

沿岸広域振興局長告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成22年4月23日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0373000363	かわい社協介護サービス	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人川井村社会福祉協議会	平成22年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0373000371	かわい社協介護サービス	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人川井村社会福祉協議会	平成22年3月31日

3 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0373000389	かわい社協介護サービス	宮古市小国第20地割32番地3	社会福祉法人川井村社会福祉協議会	平成22年3月31日
0373000397	かわい社協介護サービス	宮古市門馬田代第3地割32番地	社会福祉法人川井村社会福祉協議会	”
0373000405	かわい社協介護サービス	宮古市川井第2地割165番地	社会福祉法人川井村社会福祉協議会	”